

○高取町ひとり親家庭等医療費助成条例

昭和53年10月1日

条例第11号

改正 昭和57年12月22日条例第16号

昭和60年3月30日条例第2号

昭和62年12月25日条例第21号

平成6年9月21日条例第14号

平成7年3月31日条例第12号

平成10年3月25日条例第11号

平成17年3月17日条例第27号

平成18年9月21日条例第27号

平成20年3月24日条例第9号

平成23年6月17日条例第12号

平成26年9月19日条例第15号

(目的)

第1条 この条例は、ひとり親家庭の親子等の健康の保持増進を図るため、その医療費の一部を助成し、もってひとり親家庭の親子等の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。

(助成要件)

第2条 この条例により医療費の助成を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 次のいずれかに該当する者

ア 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子（以下「配偶者のない女子」という。）であって18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（以下「対象児童」という。）を現に扶養しているもの

イ 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第2項に規定する配偶者のない男子（以下「配偶者のない男子」という。）であって対象児童を現に扶養しているもの

ウ ア又はイに掲げる者に現に扶養されている対象児童

エ 母子及び父子並びに寡婦福祉法附則第3条に規定する父母のない児童のうち対象児童

オ エに掲げる者を現に養育している配偶者のない女子、婚姻をしたことのない女子、配偶者のない男子又は婚姻をしたことのない男子

(2) 高取町内に住所を有する者（高取町内に住所を有する者に扶養され、又は養育されている前号ウ又はエに掲げる者のうち高取町外に住所を有するものを含む。）

(3) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による被保険者又は規則で定める社会保険各法（以下「社会保険各法」という。）による被保険者、組合員、加入者若しくはこれら者の被扶養者

(4) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けていない者（助成の範囲）

第3条 医療費の助成は、前条の要件に該当する者（以下「対象者」という。）の疾病又は負傷について国民健康保険法、社会保険各法その他の法令の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費のうち当該法令の規定によって対象者が負担した額から次に掲げる額を控除した額に相当する額（以下「助成金」という。）を対象者に支給して行うものとする。

(1) 入院時の食事療養に係る標準負担額に相当する額

(2) 入院時の生活療養に係る標準負担額に相当する額

(3) 法令の規定による払戻額その他これに相当するものが支給されている場合は、その額に相当する額

(4) 町長が別に規則で定める額

2 医療費は、対象者の申請に基づいて支給する。ただし、町長が必要と認めた場合は、対象者の親権を行う者若しくは後見人その他の者で現に対象者を保護する者（以下「保護者等」という。）の申請に基づいて支給することができる。

(助成金の支給制限)

第4条 助成金は、次の各号のいずれかに該当するときは、その年の8月から翌年の7月までは、支給しない。

(1) 第2条第1号ウ又はエに掲げる者を扶養又は養育する者（以下「扶養者等」という。）

の前年の所得（1月から7月までの間に受けた医療に係る医療費については、前々年の所得とする。）が所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに扶養親族等でない対象児童で扶養者等が前年の12月31日（1月から7月までの間に受けた医療に係る医療費については前々年の12月31日）において生計を維持したものの有無及び数に応じて、児童扶養手当法施

行令（昭和36年政令第405号）第2条の4第2項に規定する額以上であるとき。

- (2) 前号の者の配偶者又は第2条第1号ウ又はエに掲げる者の配偶者の前年の所得（1月から7月までの間に受けた医療に係る医療費については、前々年の所得とする。）がその者の扶養親族等の有無及び数に応じて、児童扶養手当法施行令第2条の4第5項に規定する額以上であるとき。
- (3) 扶養者等の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者で扶養者等と生計を同じくするもの又はこれらの者以外の者であって第2条第1号ウ若しくはエに掲げる者若しくは当該者の民法第877条第1項に定める扶養義務者で当該者と生計を同じくするものの前年の所得（1月から7月までの間に受けた医療に係る医療費については、前々年の所得とする。）がその者の扶養親族等の有無及び数に応じて、児童扶養手当法施行令第2条の4第5項に規定する額以上であるとき。
- 2 前項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、児童扶養手当法施行令第3条及び第4条の規定の例による。

（証明書の交付等）

第5条 町長は、対象者に対し規則で定めるところにより対象者であることを示す証明書を交付するものとする。

2 対象者は、当該証明書を医療機関等において医療を受ける際に提示しなければならない。（届出）

第6条 対象者は、住所を変更したときその他規則で定める事由が生じたときはその旨を速やかに町長に届け出なければならない。

（譲渡又は担保の禁止）

第7条 この条例による助成金の支給を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

（助成金の返還）

第8条 偽りその他不正の手段によってこの条例による助成金の支給を受けた者があるときは、町長は、当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。

（損害賠償との調整）

第8条の2 町長は、対象者が疾病又は負傷に因り損害賠償を受けたときは、その価格の限度において、当該助成金の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した当該助成金の額に相当する金額を返還させることができる。

（委任）

第9条 この条例に規定するもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が規則で定める。

附 則

この条例は、昭和53年10月1日から施行し、同日以後に受けた母子の医療に係る医療費について適用する。

附 則（昭和57年12月22日条例第16号）

- 1 この条例は、昭和58年2月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に行われた医療に係るこの条例による改正前の高取町母子医療費助成条例の規定による医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（昭和60年3月30日条例第2号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の高取町母子医療費助成条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和59年10月1日（以下「適用日」という。）以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正前の高取町母子医療費助成条例の規定により適用日以後に行われた医療に係る医療費の助成を行っているときは、改正後の条例の規定により医療費の助成を行ったものみなす。

附 則（昭和62年12月25日条例第21号）

この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（平成6年9月21日条例第14号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成6年10月1日から施行する。

（経過設置）

- 2 この条例による改正後の母子医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療に関する給付について適用し、同日前に行われた医療に関する給付に対して行われる医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成7年3月31日条例第12号）

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成10年3月25日条例第11号）

この条例は、平成10年1月1日から施行する。

附 則（平成17年3月17日条例第27号）

（施行期日）

1 この条例は、平成17年8月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の高取町母子医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成18年9月21日条例第27号）

（施行期日）

1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の高取町母子医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成20年3月24日条例第9号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成23年6月17日条例第12号）

この条例は、平成23年8月1日から施行する。

附 則（平成26年9月19日条例第15号）

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

○高取町ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則

昭和53年10月1日

規則第2号

改正 昭和58年9月28日規則第6号
昭和60年6月13日規則第1号
昭和62年3月27日規則第5号
平成4年11月17日規則第9号
平成6年9月27日規則第12号
平成9年10月28日規則第7号
平成10年3月25日規則第9号
平成12年12月22日規則第27号
平成14年4月1日規則第31号
平成14年9月30日規則第45号
平成17年5月25日規則第18号
平成19年3月30日規則第4号
平成20年3月24日規則第2号
平成23年6月17日規則第6号
平成25年3月21日規則第5号
平成27年12月11日規則第20号

(趣旨)

第1条 この規則は、高取町ひとり親家庭等医療費助成条例（昭和53年10月高取町条例第11号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(社会保険各法)

第1条の2 条例第2条第1項に規定する規則で定める社会保険各法（以下「社会保険各法」という。）は、次の各号に掲げる法律をいう。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (4) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- (5) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）

(証明書の交付申請)

第2条 条例第5条第1項の規定による証明書の交付を受けようとする者は、ひとり親家庭等医療費受給資格証交付（更新）申請書（様式第1号。以下「受給資格証交付申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。ただし、条例第2条第1号ウ又はエに掲げる者について、条例第4条第1項第1号に規定する扶養者等が同時に申請書を提出する場合には、第3号の書類を除き、受給資格証交付申請書その他の書類の提出を要しない。

- (1) 住所を明らかにする書類
- (2) 条例第4条の規定により支給制限を受けないことを明らかにする書類
- (3) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）に基づく被保険者証若しくは被保険者資格証明書又は社会保険各法に基づく被保険者証、組合員証若しくは加入者証

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当するときは、それぞれ当該各号に掲げる書類は、添付することを要しない。

- (1) 対象者が、高取町内に住所を有するとき 前項第1号に掲げる書類
- (2) 条例第4条各号に規定する者が、高取町内に居住し、かつ高取町民税課税台帳により、所得額を確認できるとき 前項第2号に掲げる書類（証明書の交付）

第3条 受給資格証交付申請書を受理した町長は、申請者が条例第3条に規定する対象者に該当すると認めたときは、条例第5条第1項の規定によりひとり親家庭等医療費受給資格証（様式第2号。以下「受給資格証」という。）を交付するものとし、当該要件に該当しないと認めるときはその理由を付し、ひとり親家庭等医療費受給資格証交付申請却下通知書（様式第3号）を交付するものとする。

2 受給資格証の交付を受けた者（以下「対象者」という。）は、受給資格証の有効期間が満了した場合には、当該受給資格証を直ちに町長に返還しなければならない。

（町長が定める助成金控除額）

第4条 条例第3条第1項第4号に規定する額は、病院若しくは診療所等（保険薬局を除く。）の診療報酬明細書（訪問看護療養費明細書を含む。）又は医療保険各法に定める療養費支給申請書ごとに次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 外来療養である場合 500円
- (2) 入院療養である場合 1,000円

2 ただし、前項第2号について、14日未満の入院療養である場合は、500円とする。

（支給方法）

第4条の2 条例第3条第2項の規定により助成金の支給を受けようとする者は、ひとり親家庭等医療費助成金交付請求書（様式第4号）又はひとり親家庭等医療費助成金支給申請書（様式第4号の2）を町長に提出しなければならない。

（受給資格証の更新申請等）

第5条 対象者は、毎年6月1日から同月30日までの間に受給資格証交付申請書に第2条第1項に規定する書類を添付して町長に提出して受給資格証の更新を申請することができる。

2 第2条第2項の規定は、前項の規定による受給資格証の更新申請をする場合について準用する。

3 第3条の規定は、第1項の規定による受給資格証の更新申請があった場合について準用する。

（受給資格証の再交付）

第6条 対象者は、受給資格証を破損し、又は失ったときは、受給資格証再交付申請書（様式第5号）により町長に再交付を申請することができる。

2 受給資格証を破損した場合の前項の申請書には、その受給資格証を添えなければならない。

3 対象者は、受給資格証の再交付を受けた後、失った受給資格証を発見したときは、直ちにこれを町長に返還しなければならない。

（届出）

第7条 条例第6条に規定する届出の事由は、次の各号に掲げるものとし、それぞれ当該各号に掲げる書類に受給資格証を添えて町長に届け出なければならない。

（1）対象者が住所又は氏名を変更したとき 住所変更届又は氏名変更届（様式第6号）

（2）対象者が医療に関する給付を行う保険者又は共済組合に変更を生じたとき 加入医療保険変更届（様式第7号）

（3）対象者の所得状況に変更が生じたとき 所得状況変更届（様式第8号）

（4）条例第2条に規定するものに該当しなくなったとき 資格喪失届（様式第9号）

（5）対象者が死亡したとき 死亡届（様式第10号）

（受給者台帳の整備）

第8条 町長は、対象者についてひとり親家庭等医療費受給者台帳（様式第11号）を作成し、常に記載内容について整理しておかなければならない。

（その他）

第9条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、昭和53年10月1日から施行する。

附 則（昭和58年9月28日規則第6号）

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和58年2月1日以後に受けた医療に係る医療費について適用する。

2 この規則による改正前の第1号様式、第3号様式、第4号様式、第5号様式による用紙は、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則（昭和60年6月13日規則第1号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現に作成されている母子医療費受給者台帳は、この規則による改正後の高取町母子医療費助成条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第8条の規定により作成された母子医療費受給者台帳とみなす。

3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の高取町母子医療費助成条例施行規則の規定に基づき作成されている申請書等の用紙で残部のあるものについては、改正後の規則の規定にかかわらず、必要な調整をして使用することができる。

附 則（昭和62年3月27日規則第5号）

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和62年1月1日から適用する。

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の高取町母子医療費助成条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）の規定に基づき交付されている母子医療費受給資格証は、当該母子医療費受給資格証の有効期間が満了するまでの間は、この規則による改正後の高取町母子医療費助成条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の規定により交付された母子医療費受給資格証とみなす。

3 この規則の施行の際現に改正前の規則の規定に基づき作成されている母子医療費受給資格証の用紙で残部のあるものについては、改正後の規定にかかわらず、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成4年11月17日規則第9号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成6年9月27日規則第12号）

1 この規則は、平成6年10月1日から施行する。

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の高取町母子医療費助成条例施行規則

(以下「改正前の規則」という。)の規定により交付されている母子医療証及び母子医療費受給資格証は、当該母子医療証及び母子医療費受給資格証の有効期限が満了するまでの間は、それぞれこの規則による改正後の高取町母子医療費助成条例施行規則規定により交付された母子医療証及び母子医療費受給資格証とみなす。

3 この規則の施行の際、現に改正前の規則の規定により作成されている母子医療証及び母子医療費受給資格証の用紙で残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成9年10月28日規則第7号）

1 この規則は、平成9年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際、現に改正前の規則の規定により作成されている母子医療証及び母子医療費受給資格証の用紙で残部のあるものについては、この規則による改正後の高取町母子医療費助成条例施行規則の規定にかかわらず、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成10年3月25日規則第9号）

この規則は、平成10年1月1日から施行する。

附 則（平成12年12月22日規則第27号）

1 この規則は、平成13年1月1日から施行する。

2 この規則の施行の際、現に改正前の規則の規定により作成されている申請書等の用紙で残存するものについては、改正後の規則の規定にかかわらず、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成14年4月1日規則第31号）

1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際、現に改正前の規則の規定により作成されている申請書等の用紙で残存するものについては、改正後の規則の規定にかかわらず、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成14年9月30日規則第45号）

1 この規則は、平成14年10月1日から施行する。

2 この規則の施行の際、現に改正前の規則の規定により作成されている申請書等の用紙で残存するものについては、改正後の規則の規定にかかわらず、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成17年5月25日規則第18号）

1 この規則は、平成17年8月1日から施行する。

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の規則の規定により作成されている申請書等の用紙については、改正後の規則の規定にかかわらず、必要な修正を加え使用できるものとする。

附 則（平成19年3月30日規則第4号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月24日規則第2号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成23年6月17日規則第6号）

（施行期日）

1 この規則は、平成23年8月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に改正前の高取町母子医療費助成条例施行規則（以下「母子規則」という。）の規定により作成されている申請書等の用紙で残存するものについては、改正後の高取町ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則（以下「ひとり親規則」という。）の規定にかかわらず、必要な調整をして使用することができる。

3 母子規則第3条に規定する証明書は、当該証明書の有効期間の満了するまでの間は、改正後のひとり親規則第3条に規定する証明書とみなす。

4 この規則の施行の際現に母子規則第3条に規定する証明書の交付を求めている者は、ひとり親規則第3条に規定する証明書の交付を求めている者とみなして、ひとり親規則の規定を適用する。

附 則（平成25年3月21日規則第5号）

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際、改正前の高取町ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則の規定により作成されている申請書等の用紙で現に残存するものは、改正後の高取町ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則の規定にかかわらず、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成27年12月11日規則第20号）

この規則は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日（平成28年1月1日）から施行する。

様式第1号(第2条、第5条関係)

ひとり親家庭等医療費受給資格証交付(更新)申請書

① 保 護 者	證 書 号	生年月日		区 分	資 格 要 件	
	氏 名			受 給 者	本 人 妻 夫 者	ア 離 婚 イ 死 亡 ウ 生 死 不 明 エ 遺 棄 オ 拘 禁 カ そ の 他
	個人番号					
住 所			()			
② 受 給 対 象 者	證 書 号	氏 名	生年月日	続柄	居住	その他公費等
					同居	
	個人番号()		年 月 日		別居	
	個人番号()		年 月 日		同居	
				別居		
個人番号()		年 月 日		同居		
				別居		
③ (前年中の養育費) 年額	有・無	内	④ 受給資格	児童扶養手当【申請中・受給中・停止中】 ()年金【申請中・受給中】 父子家庭・その他()		
⑤ 同居 して いる 方	同居している人が、くいる・いない <small>※継柄：保護者からみた続柄</small>					
	氏 名	生年月日	続柄	個 人 番 号		
⑥ 加 入 医 療 保 険	被保険者名 国保の場合は帝王	被保険者からみた 続柄				
記号番号		保険種別	国保・協会健康保険・組合健康保険・共済組合・ 種別：船員保険、その他()			
保険者番号		保 險 者				
認定年月日	年 月 日	付加給付 の状況	無・有()			
⑦ 口 座	金融機関 名 称	銀行	支店	口座種別	普通・()	
口座番号		口座名義人 カ ナ				
上記のことおり、ひとり親家庭等医療費受給資格証の交付を申請をいたします。 なお、ひとり親家庭等医療費受給資格審査に關して、課税資料等個人情報の閲覧及び調査を行うことに同意します。 年 月 日						
申請者 住 所 氏 名 電話番号						
高取町長 様						

様式第2号(第5条関係)

ひとり親家庭等医療費受給資格証					
公 費 負 担 者 番 号					
受 給 者 番 号					
申 請 者 名 姓	年 月 日				
有 効 期 間	年 月 日	年 月 日	か ら	ま で	
支 行 機 関 名 姓	年 月 日				
交付年月日	年 月 日				
(注)赤枠部外で受給する場合は、自己負担額を支払う際、領収書を受け取って市町村役場へ直接申請してください。					

注 意 事 項
1 この証は、健康保険法に基づいて受給した際の医療に係る自己負担支払額について、助成を受けることができる証です。から大切に保管してください。
2 保険料納付箇所において診療を受けた場合は、健康保険証(被保険者証)に添えてこの証を必ず窓口に提出してください。
3 受給者資格がなくなったときは、速やかにこの証を町長に返してください。
4 氏名又は居住地に変更があつたときは、14日以内にこの証を添えて町長にその旨を届け出ください。
5 加入している健康保険又はその内容に変更があつたときは、14日以内に町長にその旨を届け出してください。
6 この証を破つたり、汚したり又は焼つたりしたときは、再交付を受けてください。
7 不正にこの証を使用した者は、罰則により訴訟として負ひの対象となります。
有効期間を超過したときは、この証を使用することはできませんので、速やかに町長に返してください。

様式第3号(第3条関係)

ひとり親家庭等医療費受給資格証交付申請却下通知書

第 号
年 月 日

様

高取町長 印

年 月 日付けで申請のあったひとり親家庭等医療費受給資格証交付申請については、下記の理由により申請を却下しましたので通知します。

なお、この決定に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に高取町長に対して異議申立てをすることができます。

(理由)

様式第4号(第4条の2関係)

ひとり親家庭等医療費助成金交付請求書				
高取町長 様		年 月 日		
(申請者)住所 氏名		④		
金 円				
ただし、 年 月 分 医療費助成金を上記のとおり交付されるよう請求します。				
受 給 資 格 証 受 給 者 番 号		受 給 者 氏 名		
加入医療保険名称		加入医療保険 記 号 番 号		
なお、上記金額を次の金融機関に振り込んで下さい。				
振込 口座	銀行 店 別	種 当 座	普通 番 号	フリガナ 名 義
⑤この欄には医療機関等で受けられた医療等の状況を記入し、該当する領収証明書等を添付してください。				
医 療 等 の 状 況	大院	医療機関:名称 (所在地) 日数・期間 総点数 自己負担支払額 日(年 月 日 ~ 年 月 日) 点 円		
	外 来 等 の 状 況	① 医療機関等:名称 (所在地) 日数 総点数 自己負担支払額 日 点 円		
	外 来 等 の 状 況	② 医療機関等:名称 (所在地) 日数 総点数 自己負担支払額 日 点 円		
	外 来 等 の 状 況	③ 医療機関等:名称 (所在地) 日数 総点数 自己負担支払額 日 点 円		
※確認欄		保険の自己負担割合(1割・2割・3割)	※高額療養費の有無(限度額)	
※ 決 定	係 決裁年月日 年 月 日			
	交付年月日 年 月 日		台帳確認	
【自己負担額】 - 【高額療養費】 - 【一部負担金】 (円) - (円) - (円) = 支給額 (円)				

※ 欄は記入しないでください。

様式第4号の2(第4条の2関係)

ひとり親家庭等医療費助成金支給申請書

受給者番号				
(ふりがな) 氏名	男 女	生年 月日	年 月	日生
住所	(〒　　ー　　)(電話番号　ー　　)			
高取町長 様				
上記のとおり、ひとり親家庭等医療費助成金の支給を申請します。				
年　月　日				
申請者 氏名	印			

(注意)裏面も忘れずに記入ください。

(裏面)

(委任状)

私は、
を代理人と定め、次の権限を委任する。

年　月　日請求した助成金の受領に関する事。

申請者の住所、氏名

印

代理人の住所、氏名

印

口座 振替 依頼欄	金融機関名	銀行 信用金庫 信用組合	本店 支店 出張所
	金融機関コード	店舗コード	
	預金種別	普通・当座・その他	口座番号
	フリガナ		
	口座名義人		

様式第5号(第6条関係)

ひとり親家庭等医療費受給資格証再交付申請書

年 月 日

高取町長 様

申請者 住所 _____
 氏名 _____

下記のとおり受給資格証の再交付を申請します。

受 給 者	受 給 者 番 号					
氏 名						
住 所						
申 請 理 由		<input type="radio"/> 1 紛失 <input type="radio"/> 2 破損 <input type="radio"/> 3 その他				

決 定	町 長	副町長	課 長	補 佐	係	決 裁 年 月 日	
						再交付年月日	
						台帳整理	

- (注)1 破損のため再交付を受ける場合は、破損した受給資格証を添付してください。
 2 紛失のため再交付を受けた後、紛失した受給資格証を発見したときは、早急に返還してください。

様式第6号(第7条関係)

住 所・氏 名 変 更 届
 (ひとり親家庭等医療費)

年 月 日

高取町長 様

届出者 住所 _____
 氏名 _____

下記のとおり(住所・氏名)を変更しましたので届けます。

受給資格証 受給者番号				
受給者	旧住所		新住所	
	旧氏名		新氏名	

決 定	町 長	副町長	課 長	補 佐	係	決 裁 年 月 日	
							継続対象 (年 月 日まで有効) 対象外
							台帳整理

(注)この届出の際に、受給資格証を提出してください。

様式第7号(第7条関係)

加入医療保険変更届
(ひとり親家庭等医療費)

年月日

高取町長 様

届出者 住所 _____
氏名 _____

下記のとおり加入医療保険に変更が生じましたので届けます。

受給資格証 受給者番号			
被保険者氏名			受給者との続柄
	変更後の住所		
加入保険種別	国(市町村・道・組)	本人被保険者の記号番号	
医療保険	健(協会・組・日)・船・共・家族	記号番号	
被保険者番号及び名称	保険者の所在地		
変更の年月日	年月日		
被保険者資格喪失年月日	年月日		

町長 決定	副町長	課長	補佐係	決裁年月日	
					対象 (年月日まで有効) 対象外
					台帳整理

(注)「変更後の加入医療保険」中一部に変更があった場合は、変更のあった箇所の見出しに○をつけてください。

様式第8号(第7条関係)

所得状況変更届

年月日

高取町長 様

届出人 住所
氏名 印

下記のとおり所得状況に変更を生じましたので高取町ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則第7条の規定により届けます。

記

助成 対象者	氏名		受給資格証 受給者番号	
	父母等			
	児童			

年分所得 氏名	①申請者		②配偶者及び扶養義務者	
	人	人	人	人
③控除対象配偶者及び扶養親族の合計 (うち老人扶養親族の数(対象者の所得状況欄について)) ④老人扶養親族の数(対象者の所得状況欄について) ⑤控除対象配偶者又は老人扶養親族のうち年齢15歳以上18歳未満の者の合計数) ⑥以外で前年の12月31日において申請者によって生計を維持していた児童	①人 ②人 ③人 ④人 ⑤人 ⑥人	①人 ②人 ③人 ④人 ⑤人 ⑥人	①人 ②人 ③人 ④人 ⑤人 ⑥人	①人 ②人 ③人 ④人 ⑤人 ⑥人
⑦所得品等の額	円 ※ 円	円 ※ 円	円 ※ 円	円 ※ 円
障害者控除	障特人	障特人	障特人	障特人
寡婦・寡夫(申請者が母の場合は控除しない)、寡夫(申請者が父の場合は控除しない)、勤労学生	寡婦人	寡夫人	寡婦人	寡夫人
⑧扶養親族控除	円 ※ 円	円 ※ 円	円 ※ 円	円 ※ 円
医療費控除	円 ※ 円	円 ※ 円	円 ※ 円	円 ※ 円
小規模企業共済等掛金控除	円 ※ 円	円 ※ 円	円 ※ 円	円 ※ 円
配偶者特別控除	円 ※ 円	円 ※ 円	円 ※ 円	円 ※ 円
肉用牛の売却による事業所得	円 ※ 円	円 ※ 円	円 ※ 円	円 ※ 円
社会保険料相当額	円 ※ 円	円 ※ 円	円 ※ 円	円 ※ 円
控除後の所得額	※	※	※	※
※審査				

(注) 1. ※印の欄は、記入しないでください。
2. 字は、楷書ではっきり書いてください。
3. この届出の際に受給資格証を提出してください。

様式第9号(第7条関係)

資 格 異 失 届

年 月 日

高取町長 様

届出者 住所 _____
 氏名 _____

下記のとおり、ひとり親家庭等医療費を受ける資格がなくなりましたので、高取町ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則第7条の規定により届けます。

記

受給資格証	受給者番号
受給者 氏名	住所
資格喪失理由	
資格喪失理由発生年月日	

注 この届出の際に、受給資格証を返還してください。

様式第10号(第7条関係)

死 亡 届
(ひとり親家庭等医療費)

年 月 日

高取町長 様

届出者 住所 _____
 氏名 _____

下記の者が死亡しましたので届けます。

死亡者氏名

住所

死亡年月日

受給資格証 受給者番号

決 定	町 長	副町長	課 長	補 佐	係	決 截 年 月 日	台 帳 整 理

(注)この届出の際に、受給資格証を返還してください。

様式第11号(第8条関係)

受給者番号		ひとり親家庭等医療費受給者台帳		
受給者 扶養義務者	氏名	男 生年月日 女 年 月 日	住所	(. . . 変更)
被保険者名 (又は組合員名)	受給者 と の (. . . 変更) 続柄 (. . . 変更)	交付(更新・再交付) 年月日	有効期間	摘要
医住 所	(. . . 変更)	受給者 本人・家族 (市町村・退・組) 記号番号	~ . .	
療保険種別	被保険者名 (協会・組・目) 船 共	受給者 本人・家族 (市町村・退・組) 記号番号	~ . .	
保險者番号及 び、名 称	(. . . 変更)	受給者 本人・家族 (市町村・退・組) 記号番号	~ . .	
所在 地	(. . . 変更)	受給者 本人・家族 (市町村・退・組) 記号番号	~ . .	
(備考)				

様式第1号(第2条、第5条関係)

様式第2号(第3条関係)

様式第3号(第3条関係)

様式第4号(第4条の2関係)

様式第4号の2(第4条の2関係)

様式第5号(第6条関係)

様式第6号(第7条関係)

様式第7号(第7条関係)

様式第8号(第7条関係)

様式第9号(第7条関係)

様式第10号(第7条関係)

様式第11号(第8条関係)